RICOH SPACES サービス利用規約

はじめに

(a) このクラウドサブスクリプション規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社リコーがお客様にクラウド製品を提供する際に適用される規約です。

(b) 本契約条件を参照する形で「RICOH Spaces サービス注文書兼利用申込書」（以下「注文書」といいます）に署名することにより、お客様（該当する注文書に記載された「お客様」）は、該当する注文書に記載されたリコー法人（以下、「リコー」といいます）と、これらの条件に従ってクラウド製品の使用およびサービスの提供に関する契約を締結することになります（以下「本契約」といいます）。

合意条件

1. 定義および解釈

本規約において使用される用語は別紙に定義する通りとします。

2. 契約構造

2.1 本契約は、お客様が注文書に署名した時点でお客様を拘束し、リコーに対しては、(a) リコーが注文書に対して署名した時、または (b) リコーが注文書に署名しない場合は、その履行を開始した日付のいずれか早い時点で拘束力を持つものとします。

2.2 当事者間で書面により明示的に合意された場合を除き、いずれかの当事者の相反または異なる条項（提案書、注文書、発注書、請求書に記載された条項を含む）は、本契約の一部を構成しないものとします。

2.3 本規約と注文書の間に矛盾が生じる場合、注文書において特定の矛盾する条項を優先させる旨が明示的に記載されていない限り、本規約の条件が注文書に優先して適用されるものとします。

3. クラウド製品および関連サービス

3.1 リコーは、注文書に記載されたクラウド製品およびサービスをお客様に対し提供します。

3.2 リコーは、お客様に対し、契約期間中、お客様の業務において使用する目的に限り、認可ユーザーがクラウド製品を使用するために必要な非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾します。

3.3 クラウド製品は注文書および文書により明示された条件に従ってお客様に対し提供されるものとします。

3.4 本規約のいかなる規定にかかわらず、リコーは以下の場合において、お客様のクラウド製品またはサービスへのアクセスを停止する権利を有します。

(a) 計画的または緊急のメンテナンスを実施する場合。

(b) お客様が本契約に重大な違反をした場合（本規約の第 4.5 条～4.6 条に定める制限を含む）。

3.5 リコーは、合理的な注意義務と技術をもってサービスを提供し、文書および注文書に従って提供するものとします。

3.6 リコーは、随時クラウド製品に変更を加えることがあります。これには、新機能の追加、既存機能の変更、既存機能の削除が含まれる場合がありますが、クラウド製品を通じて利用可能な機能や特長に重大な損失が生じない範囲で行われます。

3.7 リコーは、適用法を遵守するために、本規約を随時変更することができます。

3.8 リコーは、クラウド製品を、お客様が一般的に入手可能な言語で、随時、提供するものとします。

4. お客様の義務

4.1 お客様は、本契約を締結し履行するための十分な能力と権限を有し、必要なすべての同意を取得していることを保証します。

4.2 リコーは、リコー(またはそのサプライヤー)のネットワークおよびシステムのセキュリティおよび完全性を保護するために、お客様によるクラウド製品の使用を停止する権利を有します。

4.3 クラウド製品は、お客様自身が使用するものとし、第三者への再販、転貸、譲渡は禁止されます。

4.4 お客様は、次のことを保証するものとします。

(a) 各認可ユーザーは、クラウド製品の利用に際して安全なパスワードを保持すること。

(b) 各認可ユーザーは、そのパスワードを機密として保持すること。

(c) 各認可ユーザーは、リコーがクラウド製品またはサービスの一部として提供するモバイルアプリケーションを使用する前に、随時お客様に提供されるエンドユーザーライセンス契約に同意しなければならないこと。

4.5 お客様は、お客様に対して随時提供される利用ポリシーに従ってクラウド製品を使用しなければなりません。加えて、お客様は、クラウド製品の使用中に以下のいずれかに該当する有害なデータにアクセス、保存、配布、または送信してはなりません。

(a) 違法、有害、脅迫的、中傷的、わいせつ、権利侵害的、嫌がらせ的、または人種的・民族的に攻撃的なもの

(b) 違法行為を助長するもの

(c) 性的に露骨な画像を含むもの

(d) 違法な暴力を助長するもの

(e) 人種、性別、肌の色、宗教的信念、性的指向、障がいに基づいて差別するもの

(f) その他、違法または個人や財産に損害や危害を及ぼすもの

リコーは、かかる許容利用ポリシーまたは本条 4.5 に違反するコンテンツを削除する権利を有し、これによりお客様に対して責任を負うことなく、その他の権利を害することもありません。

4.6 お客様は、以下の行為を行ってはなりません。

(a) クラウド製品および/または文書（該当する場合）を、いかなる形式や媒体、手段によっても、コピー、改変、派生物の作成、フレーム化、ミラーリング、再公開、ダウンロード、表示、送信、または配布しようとすること。

(b) クラウド製品の全部または一部をデコンパイル、分解、リバースエンジニアリング、またはその他の方法で人間が認識可能な形式に変換しようとすること。

(c) クラウド製品および文書の全部または一部にアクセスし、それを利用してクラウド製品および/または文書と競合する製品またはサービスを構築すること。

(d) クラウド製品および/または文書を使用して、第三者に対するサービスを提供すること。

(e) 第 25.1 条の適用を受ける場合を除き、クラウド製品および/または文書を、認可ユーザー以外の第三者に対して、ライセンス供与、販売、賃貸、リース、譲渡、移転、配布、表示、開示、またはその他の商業的な活用を行うこと、または利用可能にすること。

(f) 本契約に基づき認められる場合を除き、クラウド製品および/または文書へのアクセスを取得しようとする、または第三者がアクセスを取得することを支援すること。

(g) リコー（または関連するサービスプロバイダー）のネットワークやコンピューターシステムのセキュリティを危険にさらす行為を行うこと、またはウイルスや脆弱性をリコー（または関連するサービスプロバイダー）のネットワークやシステムに導入または許可すること。

4.7 顧客は、クラウド製品および/または文書への不正アクセスまたは不正使用を防止するためにあらゆる合理的な努力を尽くすものとし、かかる不正アクセスまたは不正使用が生じた場合、直ちにリコーに通知するものとします。

4.8 顧客は、自己のためにデータを定期的にバックアップし、適切なウイルス対策を講じるものとします。

GDSVF&H¥10401445.3

4.9 お客様は、以下を行うものとします。

(a) リコーに対して、以下を提供すること:

1) 本契約に関連するすべての必要な協力

2) リコーがお客様にサービスを提供するために必要な情報へのアクセス(お客様のデータ、セキュリティアクセス情報、設定サービスを含むがこれに限定されない)

(b) すべての適用される法令および規制を遵守すること。

(c) 本契約に記載されたお客様の責務を、迅速かつ効率的に実行すること。なお、お客様による必要な協力が遅延したことにより、リコーが納期までにサービスを提供できない場合は、リコーは合理的に範囲においてスケジュールや納期を調整することができます。

(d) 認可ユーザーがクラウド製品および文書を本契約の条項に従って使用することを保証し、認可ユーザーによる本契約違反に対して責任を負うこと。

(e) リコー、その業務委託先および代理人が本契約に基づく義務を履行するために必要なすべてのライセンス、同意、許可を取得し、維持すること。

(f) 自社のネットワークおよびシステムがリコーから随時提供される仕様に準拠していること。

(g) 法律で許容される範囲内で、本契約に別途明示的に定められている場合を除き、お客様自身の責任で、リコーのデータセンターへのネットワーク接続および通信リンクの調達、維持、セキュリティ確保を行うこと。

(h) お客様のネットワーク接続や通信リンク、またはインターネットに起因するすべての問題、条件、遅延、配信の失敗、およびその他の損失や損害に関して、責任を負うこと。

5. リコーの義務

5.1 リコーは、本契約を締結し履行するための十分な能力と権限を有し、必要なすべての同意を取得していることを保証します。

5.2 リコーは、クラウド製品が、文書に従って適切に使用された場合に、文書に記載された機能を実質的に提供することを保証します。

5.3 第 5.2 条の保証は、(i)リコーの指示に反するクラウド製品の使用、または(ii)リコーまたは正式に認可された業務委託先もしくは代理人以外の者によるクラウド製品の改変に起因する保証の違反には適用されないものとします。クラウド製品が第 5.2 条の保証に適合しない場合、リコーは、自らの費用負担で、合理的な商業的努力を尽くし、速やかに当該不適合を修正するか、またはお客様が求める性能を達成するための代替手段を提供します。第 5.2 条の違反に対するリコーの保証は本項に規定するものに限ります。

5.4 本契約に明示的に定める場合を除き、リコーはサービスの性能やクラウド製品の機能・能力についていかなる保証も行いません。特に、クラウド製品が中断なく提供されること、エラーが発生しないこと、または脆弱性が存在しないことを保証するものではありません。リコーは、お客様が要求する仕様を満たすクラウド製品の選定を支援することがありますが、クラウド製品の評価および選定の最終的な責任は、全てお客様に帰属します。

5.5 リコーは、通信ネットワークおよび設備(インターネットを含む)を介したデータ転送に起因する遅延、配信の失敗、その他の損失や損害について責任を負いません。お客様は、クラウド製品がそのような通信設備の使用に伴う制限、遅延、その他の問題の影響を受ける可能性があることを認識しているものとします。

5.6 本契約に明示的に定められている場合を除き、リコーおよびそのライセンサーは、法的に許される最大限の範囲で、すべての条件、契約条項および保証(明示的または黙示的、法定、慣習的またはその他を問わず)を除外します。これには、所有権、非侵害、商品性または特定の目的への適合性に関するすべての黙示的な保証、および取引の経過、業務の遂行または商取引における使用から生じるすべての保証が含まれます。

6. 知的財産権

6.1 本契約のいかなる規定も、一方の当事者または第三者が従前から有する知的財産権、または本契約の履行において一方の当事者または第三者によって作成・開発された知的財産権の所有権を移転するものではありません。

6.2 クラウド製品および文書における知的財産権は、リコーまたはそのライセンサーが所有するものとします。

6.3 お客様(またはそのライセンサー)は、クラウド製品にアップロードしたデータ、商標、および契約に関連してリコーに提供したその他の資料(リコーがクラウド製品およびサービスを提供するために必要な資料を含む)に関する知的財産権の所有権を留保します。リコーは、本契約に基づきクラウド製品およびサービスを提供する目的で当該資料を使用する非独占的ライセンスを有します。

6.4 他のいかなる規定にもかかわらず、お客様は、リコーがクラウド製品内に保存されたお客様のデータおよびリコーまたはその業務委託先が収集したお客様またはその認可ユーザーによるクラウド製品および/またはサービスの使用に関連するその他の情報にアクセスし、使用し、これを匿名化または統計化したデータ(リコーが作成したこれらのデータを「匿名化データ」と呼びます)をサービスの使用量や使用パターンの監視等のリコーのビジネスのために作成し、自由に使用および提供できることに同意します。

6.5 本開発作業 – 別途書面で明確に合意されない限り、本契約に基づきリコーが、リコーを代表して、またはリコーの支援を得て行ったソフトウェア開発、カスタマイズおよびソリューションに関するすべての知的財産権は、リコーまたはそのライセンサーに独占的に帰属します。お客様は、これを達成するために必要なすべての譲渡を行い、当該知的財産権に関する所有権を主張せず、リコー(またはそのライセンサー)による知的財産権の所有権を完全にするために必要なすべての文書を作成し、あらゆる措置を講じるものとします。お客様がリコーにカスタマイズサービスまたはブランディング・サービスを含む専門サービスを提供することを要求する場合、お客様は、クラウド製品およびサービス、ならびにブランディング・サービスのカスタマイズを提供する目的で、お客様の知的財産権 (商標を含む)を使用する非独占的ライセンスを付与するものとします。

リコーがブランディング・サービスを提供するために商標を使用する場合、以下の条件が適用されます:

(a) リコーは、クラウド製品の再ブランド化およびクラウド製品の運営の目的でのみ商標を使用します。

(b) リコーは、商標の使用に関してお客様から提供された合理的な指示に従います。

(c) リコーによる商標の使用から生じる goodwill(商標に関連する信用や評判)は、お客様に帰属します。

6.6 お客様は、第三者によるリコーまたはそのサプライヤーに対するいかなる請求、損失、責任および損害(合理的な弁護士費用および費用を含む)からリコーおよびそのサプライヤーを、免責し、防御し、守るものとします。これには、お客様がクラウド製品を違法な目的で使用した場合や、第三者の知的財産権を侵害した場合、およびリコーがお客様から提供された資料(商標を含む)を使用することに起因するものが含まれます。

6.7 リコーは、お客様が本契約に基づきクラウド製品または本契約に従ってサプライヤーから提供されたその他の物を使用または保有することが第三者の知的財産権を侵害しているとして、第三者からお客様に対しなされたいかなる請求または損失、責任および損害(合理的な弁護士費用および費用を含む)から、お客様を免責し、防御し、保護するものとします。

6.8 本契約に基づく一方当事者の補償義務は、被補償当事者が以下の条件を満たす場合に成立します。

(a) 該当する請求について補償当事者に速やかに通知すること。ただし、被補償当事者の通知遅延が補償当事者に対して実質的な不利益をもたらす場合、当該遅延は補償当事者の義務を免除するものとする。

(b) 補償当事者に、該当する請求の防御または和解を単独で支配する機会を与えること。

(c) 補償当事者が求め、かつ合理的な費用で行う該当する請求の防御において、被補償当事者が合理的に協力すること。

なお、補償当事者は、書面で承認しない(ただし、不合理に拒否することはできない)和解については、補償義務を負わないものとします。

6.9 侵害を避けるため、リコーは(その裁量で)お客様がクラウド製品の使用を継続できる権利を取得するか、またはクラウド製品を置き換えまたは修正して、侵害しない状態にするものとします。

6.10 リコーは、以下のいずれかに基づく著作権侵害の主張については、第 6.7 条に基づく補償義務をお客様に対して負いません:

(a) お客様によるクラウド製品の改変

(b) お客様がリコーからの指示やお客様に提供された文書に反する方法でクラウド製品を使用した場合

(c) 著作権侵害の申し立てまたは実際の侵害の通知を受け取った後にクラウド製品を使用し続けた場合

7. データ保護とセキュリティ

7.1 「データ処理契約」は、本契約に組み込まれ、お客様は、データ処理に関する自己のリコーに対する指示が「データ処理契約」に記載されているとおりであることを確認します。

7.2 リコーは、「文書」または「注文書」に規定されている特定のセキュリティ要件を遵守するものとします。また、情報セキュリティおよびデータの完全性、継続性、およびストレージに関して、最低限の適切なプラクティスおよび方針を備えていることを保証します。具体的には、ISO/IEC 27001 に準拠し、その他 IT 業界の優良事例に準拠しているものとします。

8. 責任

8.1 本契約において、以下の責任を除外または制限することはありません。

(a) 詐欺に関する責任

(b) 過失によって引き起こされた死亡または人身傷害に関する責任

(c) 本契約および/または注文書に基づき正当に支払うべき金額の支払い義務

(d) 機密保持義務の違反に関する責任

(e) 本契約に明示的に規定された補償義務に関する責任

(f) 法律上、除外または制限が認められないその他の責任

8.2 第 8.1 条および第 8.3 条を条件として、本契約に基づきまたは本契約に関連して発生するあらゆる責任について、契約、不法行為（過失を含むがこれに限られない）その他の原因を問わず、リコーがお客様に支払う 損害賠償額は、12 か月間においてお客様がクラウド製品およびサービスに対して支払った料金を上限とします。

8.3 第 8.1 条に定める場合を除き、いずれの当事者も、契約、不法行為（過失を含むがこれに限られない）その他の法理に基づくか否かを問わず、以下の種類の損失について相手方に対して責任を負わないものとします。

(a) 利益または収益の損失

(b) データまたはソフトウェアの使用不能または損壊

(c) 評判または信用の損失または毀損

(d) 機会損失または期待されるコスト削減の喪失

(e) 間接的、結果的、または特別損害（当該損害が予見可能であったか、またはその可能性について当事者に通知されていたかを問わない）

8.4 第 8.3 条の除外規定は、お客様の責めに帰すべき事由による本契約の解除によりリコーが被った直接の損害には適用されません。

8.5 第 8.1 条に定める場合を除き、リコーは以下の事由により生じた債務の不履行または遅延について責任を負いません。

(a) 仕様書の不正確さまたはお客様から提供された情報の不備、または提供されなかったことによる情報の不足

(b) お客様または第三者（リコーの代理人または業務委託先を除く）の行為または不作為

(c) お客様が、クラウド製品およびサービスに適切に利用するためのネットワーク、インフラ、セキュリティポリシー、およびシステムが適切に設定されていないこと

9. 期間

9.1 本契約は、注文書に記載された発効日から開始し、リコーは初期設定サービス（該当する場合）を開始します。初回契約期間は、リコーが顧客にクラウド製品へのアクセスを提供した時点で開始されます。本契約は、初回契約期間の間は継続し、リコーまたはお客様が契約の条件に従って解除しない限り継続します。

9.2 初回契約期間（または更新契約期間）終了の少なくとも 30 日前までに本契約を終了させる意思表示が相手方に到達しない限り、本契約は自動的に 1 か月間（「更新契約期間」更新されます。

9.3 初回契約期間および適用される場合の更新契約期間を合わせて、契約期間とします。

10. 料金

10.1 クラウド製品および/またはサービスの料金ならびに請求期間は、「注文書」に記載されるものとします。

10.2 お客様は、請求書の日付から 30 日以内に料金をリコーに支払うものとします。

10.3 すべての支払いは、支払期日までに、損害賠償やその他の理由による控除、相殺、反訴なしで全額支払われるものとします。

10.4 初回契約期間終了後、リコーは、CPI（消費者物価指数）またはそれに相当する現地の指数の増加、または関連する注文書に定められた率に基づき、料金を毎年引き上げる権利を留保します。第三者製品に関連する料金は、当該第三者供給業者による価格引き上げの結果として、30 日前の通知によりいつでも変更されることがあります。

10.5 お客様が「料金」について異議を申し立てる場合、請求書の日付から 10 日以内に、リコーが書面で通知を受領する必要があります。

10.6 リコーは、他の権利を損なうことなく、支払い遅延に対して、遅延支払いに関する法律で許可された金額を超えない範囲で利息を請求する権利を留保します（または、そのような金額がない場合は、該当する国または州の基準金利に年利 2%を加えた金額）。この利息は、支払期日から全額支払いが完了するまで（判決前後を問わず）発生し、また、全額支払いが完了するまで、発生した利息を含めて、サービスの提供および顧客のクラウド製品へのアクセスを一時停止する権利も留保します。なお、本契約の有効性は、前述の措置の影響を受けないものとし、特に、お客様は、料金を支払う義務を免責されないものとします。

10.7 注文書に別途定めがない限り、すべての料金は法定の料金および税金（例えば、著作権料や環境関連の料金および税金）を除外して表示されます。これには、消費税（「VAT」）を含み、供給に関連して発生する消費税は、その時点の法定税率で支払うものとします。

11. 終了

11.1 いずれの当事者も、相手方が以下の場合に本契約を解除することができます：

(a) 相手方が契約に重大な違反をしており、その違反が是正不可能である場合

(b) 相手方が契約に重大な違反をしており、その違反が是正可能であるが、相手方が違反の是正を求める通知を受け取ってから 30 日以内にその違反を是正しなかった場合。ただし、10.6 条に基づく顧客による未払いの支払いについては、この 11.1 条は適用されません（解除権は 10.6 条によって定められます）。

11.2 いずれの当事者も、相手方が支払不能事由に該当した場合、書面による通知で直ちに本契約を解除することができます。

11.3 リコーはお客様が以下に該当する場合、本契約を解除することができます。

- 本契約に基づき適切に支払うべき金額を支払う義務に違反し、違反の是正を求める通知が送達されてから 30 日以内に当該違反を是正しなかった場合。ただし、未払いが真正の紛争の対象となる場合はその限りではありません。この場合、両当事者は、他の救済(終了を含む)を行使する前に第 24 条に従わなければならないものとします。

11.4 リコーは、リコーにサービスを提供するサプライヤーが何らかの理由でリコーとの契約を解除した場合、いつでも本契約を解除することができます。この場合、リコーは、状況に応じて、可能な限り本契約の終了をお客様に通知します。

12. 終了の結果

12.1 何らかの理由で本契約が満了または終了した場合、直ちに、お客様はクラウド製品の使用を中止しなければなりません。

12.2 お客様は、本契約の終了または解除前に、クラウド製品からすべてのデータを取得する手続きを行わなければなりません。リコーは、本契約の満了または終了後もデータを保持する義務を負いません。お客様が要求した場合、リコーはお客様の費用で、お客様がデータを取得するために必要な支援を提供するための合理的な努力を行います。

12.3 リコーは、本契約終了日から 30 日以内に、いつでも顧客データを削除する権利を留保します。ただし、リコーが顧客データのコピーを保持することが法律により義務付けられている場合はこの限りではありません。

12.4 契約が何らかの理由で終了した場合、お客様は契約終了日までの未払い料金およびその他の支払金額、ならびにリコーとお客様が書面で合意した終了に関する料金を、直ちにリコーに支払うものとします。なお、当該料金は注文書に記載のとおりとします。

12.5 お客様が第 11.1 条、第 11.2 条、または第 11.3 条に基づき契約を終了した場合、リコーは契約終了日以降に提供される予定だったクラウド製品の前払い料金をお客様に返金します。その他の場合、すべての前払い料金は返金不可です。

12.6 本契約の終了は、終了の効力が発生する時点でいずれかの当事者がすでに有している権利や義務には影響を与えません。

12.7 本契約の各条項のうち、その性質または特性により、契約の満了または終了後も効力を有するものは、満了または終了にかかわらず引き続き存続します。これには、第 6 条（知的財産権）、第 8 条（責任）、第 10 条（料金）、第 11 条（契約解除）、第 13 条（不可抗力）、および第 15 条（機密保持）などが含まれます。

13. 不可抗力

13.1 いずれの当事者も、不履行が当事者の支配の及ばない事由に起因し、当該不履行が発生するのを防止するために当該事由の悪影響を回避または低減するために当事者が講じることができた合理的な措置がなかった場合、本契約に基づく義務(支払義務以外)の不履行に対して責任を負いません。

13.2 次の場合、すなわち、(a)いずれかの当事者が、その支配を超える場合および第 13.1 条が適用される状況により、本契約に基づく義務を履行しない場合、および(b)不履行が 60 日の期間継続する場合、相手方当事者は、本第 13 条に基づき救済を求める当事者に対する書面通知をもって、本契約を直ちに終了することができるものとします。

14. 通知

14.1 本契約に基づき必要とされる通知、請求、その他の連絡（以下「通知」）は、書面で行われ、以下の場合に提供されたものとみなされる。

(a) 受領者が指定した代表者に対し、対面または電子メールで送付され、受領者が電子メールの受領を確認した場合。

(b) 受領者が指定した代表者に対し、配達証明付き郵便（受取証明付き）または翌日配達の宅配便で送付された場合。

14.2 本契約に基づくすべての通知は、当事者が相手方当事者に別途通知しない限り、注文書に記載される住所に送付されます。注文書に住所が記載されていない場合、通知は適宜、リコーおよび/または顧客の登記上の会社住所に送付されるものとします。

15. 守秘義務

15.1 両当事者は、すべての機密情報を厳に秘密として保持し、本契約の適切な履行に関連して必要な場合に限り、関連会社または第三者に対して機密情報を開示するものとする。本条 15.1 に含まれる義務は、以下のいずれかに該当する機密情報には適用されないものとします。

(a) 開示時点で公知であった情報（ただし、本契約の違反によるものを除く）。

(b) 開示前に相手方が合法的に保有しており、かつ、守秘義務を負う第三者から直接または間接的に取得したものでない情報。

(c) 機密情報の提供者またはその関連者以外の行為により公知となった情報。

(d) 当該情報を開示する正当な権利を有する第三者から、いかなる制限もなく受領した情報。

16. 完全合意

16.1 本契約は、当事者間の完全な合意を構成し、その内容に関するこれまでのすべての契約および合意を置き換えるものとします。クラウド製品およびサービスに関するマーケティングおよびその他の販売促進資料は、単なる例示であり、本契約の一部を構成するものではありません。クラウド製品およびサービスの提供や発注、または本契約の管理のために当事者が使用する発注書、その他の書類（以下「管理書類」）は、あくまで管理上の便宜のためのものであり、これらの管理書類に含まれるいかなる条項や条件も、本契約を変更する効力を持たず、影響を及ぼさないものとします（たとえ管理書類に別途記載がある場合でも同様とする）。両当事者は、本契約の内容に関して、本契約に明示的に記載されているもの以外に、いかなる表明、保証、約束または約束も明示的または黙示的に与えられていないことに合意します。本契約に明記されていない発言や主張に基づいて、いずれの当事者も法的救済を求めることはできません。ただし、その発言や主張が詐欺的に行われた場合はこの限りではありません。

17. 修正

17.1 本契約のいかなる条項の追加や変更も、書面で行われるものとし、各当事者の正式な署名権限を有する者によって署名されない限り、当事者を拘束することはありません。契約で定められた書面での手続きや条件を放棄する場合、その放棄自体も書面で行わなければならないものとします。

18. 契約の一部無効

18.1 いかなる条項が無効、違法、または執行不可能であっても、本契約の残りの部分の効力には影響を与えず、継続して効力を有します。いかなる無効な条項も、法の許す限り、意図された経済的目的が最大限達成できるように再解釈または修正されるものとします。そのような条項が再解釈または修正できない場合、当該条項は切り離され、残りの条項は影響を受けずにそのまま効力を有するものとします。

19. 権利放棄の禁止

19.1 権利や救済措置を行使しないこと、または行使の遅延は、その権利や救済措置の放棄を意味するものではなく、その他の権利や救済措置の放棄を意味しません。また、いかなる権利や救済措置の単独または部分的な行使も、今後のその権利や救済措置の行使や、他の権利や救済措置の行使を妨げるものではありません。

20. パートナーシップおよび代理関係の否定

20.1 本契約には、当事者間にパートナーシップまたは合弁事業を創設する意図はなく、いずれの当事者も他方の代理人としての地位を持つものではなく、他方を代表して契約を締結したり、責任を負ったり、信用保証を提供する権限を与えるものではありません。いずれの当事者も、他方の代理人であるかのように行動したり（明示的または黙示的に）他方がその代理人であると表明したりしてはなりません。

21. 第三者による権利行使の禁止

21.1 本契約の当事者でない者は、本契約に基づくいかなる権利も有さず、契約の履行を求めたり、契約に基づいて請求を行ったりすることはできません。

22. 副本

22.1 本契約およびいかなる注文書も、副本に署名することができ、それぞれが原本とみなされるものとします。

23. 贈収賄防止

23.1 本契約または注文書の履行の過程で適切に支払われるべき金額を除き、いずれの当事者も、他方の役員、従業員、代理人、または業務委託先に対して、いかなる支払い、贈り物、またはその他の価値あるもの（財務的なものかどうかを問わず）を提供、約束、許可することはなく、いかなる有利な行動を促進したり、いかなる行為や決定に影響を与えたりする目的で行わないものとします。また、各当事者は、関連する契約書の署名日前にそのような行為を行っていないことを保証します。

24. 紛争解決

24.1 本契約に関連して当事者間で生じた紛争について、いずれかの当事者が他方に対し通知を行った後、30 営業日以内に誠意をもって和解に向けた協議を行うものとします。なお、この協議には、各当事者の上級管理職へのエスカレーションを含めるものとします。

25. 譲渡

25.1 お客様は、リコーの事前の書面による同意なしに、本契約に基づく権利または義務の全部または一部を譲渡、移転、担保設定、再委託、またはその他いかなる方法でも処分してはならないものとします。リコーは、本契約に基づく権利または義務（支払いを含む）の全部または一部を、いつでも譲渡、移転、担保設定、質入れ、再委託、またはその他いかなる方法でも処分することができるものとします。

26. 準拠法・裁判管轄

26.1 本契約またはその内容もしくは成立に関連して生じる一切の紛争または請求（非契約上の紛争または請求を含む）については、注文書に署名するリコー法人が登録されて

いる国または州の適用法に準拠し、それに従って解釈されるものとします。なお、国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）およびその他の国際法は適用されないものとします。

26.2 各当事者は、注文書に署名するリコー法人が登録されている国または州の裁判所が、本契約またはその内容もしくは成立に関連して生じる一切の紛争または請求（非契約上の紛争または請求を含む）を解決するための専属的管轄権を有することに、取消不能な形で同意するものとします。

27. 言語

27.1 本契約は英語版を正とし、日本語は参考として翻訳されたものです。英語版が優先され、解釈においては英語版が正とされます。

RICOH
imagine. change.

別表

定義および解釈

1. 定義

本契約において、以下に定める用語は、以下の意味を有する:

本契約	はじめに(b)で定義されます。
関連会社	本契約の当事者に関連し、現在および直接的または間接的に以下のいずれかに該当する事業体を指します。 ● 当該当事者を支配している事業体 ● 当該当事者によって支配されている事業体 ● 当該当事者と共通の支配下にある事業体
認可ユーザー	お客様がクラウド製品および/またはサービスならびに文書を使用することを許可した、お客様の従業員、代理人、および業務委託先。
料金	注文書に基づきクラウド製品および/またはサービスに関して顧客から支払われるべきすべての金額
クラウド製品	リコーが文書に記載された通り提供する、ウェブベースのクラウドサービス(更新、アップグレード、パッチおよびその後リリースされるバージョンを含む)であり、認定ユーザーがブラウザまたはクラウドサービスと連携するモバイルフォンやタブレットアプリを通じてアクセスできるサービス。
クラウドサブスクリプション規約	本規約および別表のこと。
機密情報	ある当事者に関連する、当該当事者およびその関連会社のビジネス、財務、技術、業務に関するすべての情報(その性質を問わず)
支配	ある事業体に関して、「支配」とは、直接的または間接的に(株式や株の所有、投票権の行使、契約に基づく権利の行使、またはその他の方法による)次のいずれかを行う権限を意味します: ● その事業体の統治機関のメンバーの過半数を任命または解任すること。 ● その事業体の統治機関のメンバーの過半数(投票権に関して)の行動を指示すること。 ● その他、事業体の業務や方針に対して支配を行使すること。
お客様	はじめに(b)で定義されます。
顧客データ	お客様、認可ユーザー、またはリコーがお客様の代理として、クラウド製品および/またはサービスの利用を目的として、またはお客様がクラウド製品および/またはサービスを利用することを促進するために入力したデータ。
文書	サプライヤーがオンラインで提供する、https://get.ricohspaces.com/terms またはサプライヤーが随時お客様に通知するその他のウェブアドレスを通じてアクセスできる文書で、クラウド製品およびサービスの説明と、サービスの利用者向け指示が記載されているもの。
本開発作業	第 6.5 条に定義されます。
データ処理契約書	サプライヤーがオンラインで提供するデータ処理契約で、https://get.ricohspaces.com/terms またはサプライヤーが随時お客様に通知するその他のウェブアドレスでアクセスできるもの。
発効日	本契約締結日;
初回契約期間	注文書に記載されたクラウド製品の初回サブスクリプション期間。注文書に初回期間が指定されていない場合、デフォルトの初回期間は 12 ヶ月とします。
支払不能事由	ある当事者に関して、以下のいずれかが発生した場合を指します。 (i) 当事者が支払不能となる、または期限が到来した債務を支払えなくなる、または適用法に基づき支払不能と見なされる場合 (ii) 当事者に関して、その事業全体または一部に対し、債務の任意整理、再構築、債権者との和解、執行、整理、清算、解散、管理、受託(行政的なものを含む)、破産手続き等に関連する措置、行動、申請、命令、訴訟、任命が行われる場合 (iii) 事業を停止する、または停止しようとする場合 (iv) 当事者がその管轄地域で類似の事象に直面した場合。
知的財産権	特許、特許権、著作権、意匠権、実用新案、商標(登録されているかどうかに関わらず)、商号、ドメイン名に関する権利、発明に関する権利、データに関する権利、データベース権、ノウハウおよび機密情報に関する権利、ならびに各国の法律に基づくその他の知的財産権および工業財産権、または類似または類似の権利、ならびにそれらに関するすべての未登録申請、登録申請の権利(現在、未来および条件付きの権利を含み、すべての更新、延長、復活およびすべての権利行使権を含む)。
商標	リコーが使用するまたはライセンスを受けているお客様の商標、サービスマーク、ロゴ、シンボルおよび名称。
通知	第 14.1 条に定義されます。
リコー	はじめに(b)で定義されます。
更新契約期間	第 9.2 条に定義されます。
サービス	文書および注文書に記載されたリコーが提供するすべてのサービス、エンドユーザーサポート、カスタマイズ、設定、ならびに専門的なサービス(該当する場合)。
契約期間	第 9.3 条に定義されます。
VAT	第 10.7 条に定義されます。
ウイルス	コンピュータの動作を損なう、またはその他の悪影響を与えることを意図した、時間の経過や特定の人物の操作によって自動的に作動するあらゆるもの、デバイス、コード、または機能を指します。これには、プログラムやデータへのアクセスを妨害または阻害するもの、プログラムの動作やデータの信頼性を低下させるもの(コンピュータ内の記憶媒体やデバイスの再配置、プログラムやデータの全部または一部の変更・消去などを含む)が含まれます。具体的には、マルウェア、悪意のあるソフトウェア、コンピュータウイルス、スパイウェア、ソフトウェア検出回避ツール、センチネル、隠しファイル、バックドア、タイムボム、自己消滅型デバイス、トロイの木馬、ワーム、または第三者による不正アクセスを可能にする、もしくは自らソフトウェアやデータを無効化、消去、変更するよう設計されたその他の仕組みが含まれます。ただし、ソフトウェアのセキュリティを目的としたプログラムは除きます。
脆弱性	ソフトウェアおよびハードウェアのコンポーネントに存在する計算論理(例えば、コード)の脆弱性であり、これが悪用されると、機密性、完全性、または可用性に対して悪影響を及ぼすもの。
注文書	リコーとお客様との間で締結される書面による発注書であり、リコーが提供するクラウド製品およびサービスを特定し、本クラウドサブスクリプション条件を参照する形で組み込むものであり、はじめに(b)で定義するもの。

2. 解釈

本契約において:

(a) 「人」への言及には、自然人だけでなく法人（例えば、有限会社）も含まれるものとします。

(b) 「契約」への言及には、付属書や添付書類、および参照によって組み込まれたその他の文書（すべて随時修正、追加、または置き換えられるものを含む）も含まれるものとします。

(c) 「条項」や「スケジュール」への言及は、本契約内の該当するものを指し、「パラグラフ」への言及は、別表または別表の付属書内の該当するパラグラフを指すものとします。

(d) 条項の見出しは便宜上のものであり、本契約の解釈には影響を与えないものとします。

(e) 「～を含む」または類似の表現は、例示として扱われ、それ以前の一般的な文言の適用範囲を制限しないものとします。

(f) 法律への言及は、随時改正、拡張、または再制定されるものを含み、その法律に基づいて制定された関連規定も含むものとします。